

さいたま市中央区選挙管理委員会告示第27号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙において、公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定による期日前投票所は次のとおりである。

令和7年7月3日

さいたま市中央区選挙管理委員会委員長 霜田 雅弘

期日前投票所 さいたま市中央区役所内

告示期間の期限 令和7年7月20日